

# 生活支援ネットワーク 緊急支援費補助金説明会

第1回 令和7年7月14日（月）13：30～

第2回 令和7年7月14日（月）18：00～

**※令和7年7月14日要綱改正対応版**

# 本日の次第

- 1 生活支援ネットワーク緊急支援費補助金の概要
- 2 申請から補助金受領までの流れ
- 3 事業実施にあたっての留意点
- 4 申請書類の書き方
- 5 質疑応答

# 1 生活支援ネットワーク 緊急支援費補助金の概要

# 1 生活支援ネットワーク緊急支援費補助金の概要

米の価格が高騰している中、生活に困窮している方を支援するため、生活困窮者支援、孤独・孤立対策などの支援活動を行っている民間団体を補助します！

## 【対象】

「徳島県生活支援ネットワーク」に支援団体として登録されており、概ね月1回程度の活動を概ね1年以上行っている民間団体  
(任意団体、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、株式会社、福祉サービス事業者など)



「徳島県生活支援ネットワーク」に支援団体として登録されていない場合は、交付申請までに下記サイトより登録の申込をしてください。

[\(https://shien.pref.tokushima.lg.jp/support-group/\)](https://shien.pref.tokushima.lg.jp/support-group/)

より多くの人々が支援を受けることができるよう、皆様の応募をお待ちしております！

# 1 生活支援ネットワーク緊急支援費補助金の概要

【対象事業】 ※どちらかの事業を選択してください。

## ①2kg以上のお米を含む食材配布



※同一世帯に対する食材配布は活動期間中、  
1ヶ月あたり1回を上限とします。

## ②お米を含む食事の提供



# 1 生活支援ネットワーク緊急支援費補助金の概要

1団体あたり  
40万円まで

## 【補助対象となる経費】

### (ア) 食材にかかる費用

賄材料費（米・米以外の食材の購入費）

#### 食材配付（1セットあたり）



《米》  
1800円まで  
(2kg以上)



《米以外の食材》  
700円まで

#### 食事提供（1食あたり）



《米》  
70円まで



《米以外の食材》  
30円まで

### (イ) 食材以外で事業にかかる費用

需用費、役務費、使用料及び賃借料

- (例)
- ・ 食材配付を行う際に使用した車のガソリン代
  - ・ 食事を作る際に使用したガス代
  - ・ チラシの印刷代 など



(ア) の合計額の1割分と  
4万円を比較して少ない方の額

消費税及び地方消費税の納税義務がある事業者のうち、簡易課税制度を選択していない者は、「消費税及び地方消費税」は補助対象外となります。

# 1 生活支援ネットワーク緊急支援費補助金の概要

“食料価格高騰による「こども食堂」運営支援事業”との主な違い

## 生活支援ネットワーク緊急応援支援費補助金（本事業）

## 食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金

対象者

「徳島県生活支援ネットワーク」に支援団体として登録されており、月1回程度の活動を1年以上行っている民間団体



### 支援活動団体一覧

SUPPORT GROUP

徳島県内では、暮らしに困窮されている皆さんを支援するため、民間ボランティアによる「支援活動団体」が組織され、様々な支援活動に取り組まれています。ここに登録いただいた「支援活動団体」についてご紹介します。

ご登録を希望される団体の方は以下のフォームよりお申込みください。

[登録の申し込みはこちら](#)

「こども食堂」一覧に（県HP）掲載されたこども食堂の運営団体(※)



徳島こども食堂ナビ

補助対象

食材配付における賄食材費：1セットあたり計2500円  
食事提供における賄食材費：1食あたり計100円  
その他食材以外にかかる経費（詳細は要綱のとおり）

食事提供：100食あたり1万円  
（1食あたり100円）

上限

1団体あたり40万

1団体あたり50万円

（注1）（※）の団体が食事提供を行う場合は、食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金への申請をお願いします。

（注2）（※）の団体が本事業の補助を受けることができるのは、“2kg以上の米を含む食材の配布”を行う場合のみに限ります。

## 2 申請から補助金受領までの流れ

## 2 申請から補助金受領までの流れ

オレンジ・・・応募団体様の作業  
青・・・県の作業



**補助対象期間**

(※交付決定より前に購入した食材等は補助対象外となります)

併せてレシートや領収証等の提出が必要です！

「変更承認申請書」の提出が必要です

- ・事業を変更する場合
- ・交付決定額から経費の変更がある場合
- ・事業を中止する場合

### 3 事業実施にあたっての留意点

### 3 事業実施にあたっての留意点

- ✓ 交付決定前の支出は補助対象となりません。
- ✓ 実績報告時には、対象経費の支出についての領収証やレシートの添付が必要です。
- ✓ 要綱第12条に定める証拠書類として、「延べ人数」「提供量」などの内訳が分かるよう日時や氏名等を記載した書類を作成し、令和12年度末まで保管してください。
- ✓ 交付決定額の50%以下であれば、事業完了前であっても概算払い可能です。  
必要の場合は、概算払い請求書（様式第4号その2）をご提出ください。
- ✓ 消費税及び地方消費税の納税義務がある事業者のうち、簡易課税制度を選択していない者は、「消費税及び地方消費税」は補助対象外となります。

# 4 申請書類の書き方

# 5 質疑応答